

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

※希望しない場合等は、申請が必要となります。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

※令和2年4月分の特例給付の受給者は支給対象者になりません。

※特例給付の受給者とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、6月12日に支給します。以降、確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

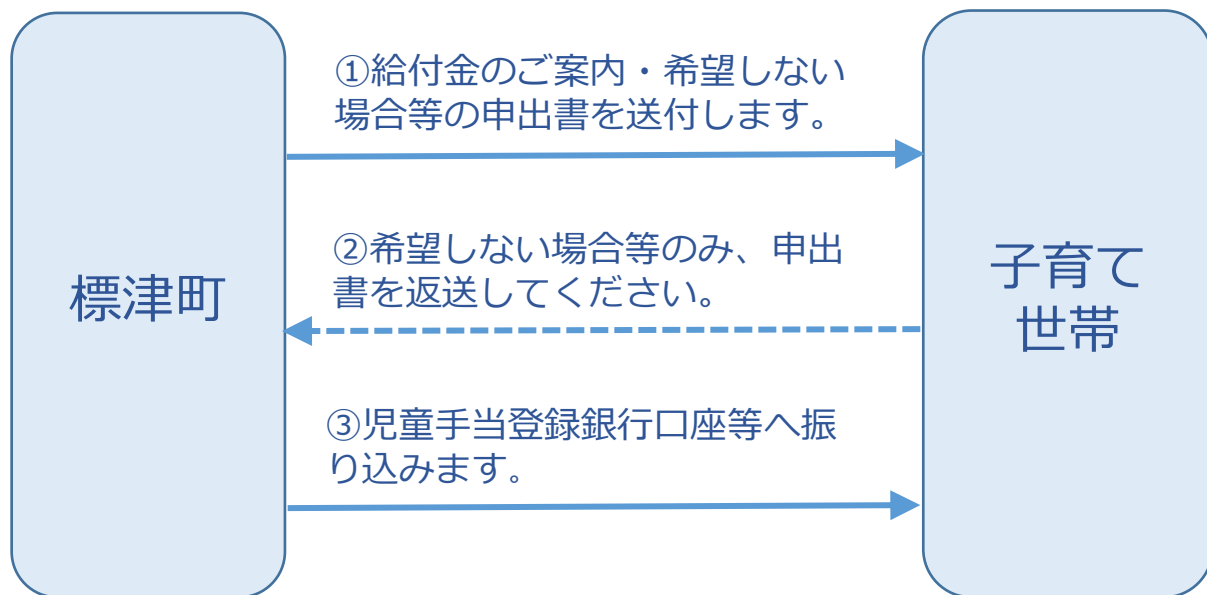
※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手续等をお願いします。

※上記につきましては、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。なお、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されません。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です。

標津町では、6月12日に支給する見込みです。



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、標津町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができますのでご相談ください。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは



標津町住民生活課 子育て世帯への臨時特別給付金窓口
電話：0153-82-2131

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに標津町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに標津町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。